労働保険料は「口座振替」が便利です！

口座振替のメリット

●保険料納付のために、金融機関の**窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます**

●納付の忘れや遅れがなくなるため、**延滞金を課される心配がありません**
※口座振替の手続きを一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます

●**手数料はかかりません**

●保険料の引き落としに**最大約2か月ゆとりができます**

保険料を延納（分割納付）している場合、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期または第１期	第２期	第３期
通常の納期限	7月10日	11月2日	2月1日
口座振替による納付日（引き落とし日）	**9月7日**	**11月16日**	**2月15日**
ゆとり日数	**59日**	**14日**	**14日**
申込締切日	**締切（※）**	**8月14日**	**10月13日**

（※）受付は終了しております。次年度若しくは第２期からの振替となります。

かんたんな手続きで完了

1 申込用紙を入手

申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。
▶ 厚生労働省ホームページからダウンロード
▶ お近くの労働局・労働基準監督署の窓口

検索　厚生労働省　労働保険　口座振替

2 金融機関の窓口へ提出

※一部の金融機関ではお取り扱いできません。
対象の金融機関については厚生労働省ホームページ（上記）でご確認ください。

引き落とし前後には、ハガキでお知らせします

◎毎回、引落日（口座振替納付日）の約2～3週間前に引落内容をハガキでお知らせします。
◎引き落とし後（口座振替納付後）も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。

都道府県労働局・労働基準監督署
社会保険・労働保険徴収事務センター